

臣等一任皇官等御ヲ兼リシ茲ニ之ヲ分テシム

御名寄

明治二十年十一月三十日

内閣大臣 奥野 啓 下 野 重 康 定

第六百七十六號

第一任皇官等御

第一任皇官等御ハ第一任皇大臣ノ管轄ニ付シテ其ノ御及

之ニ付テスル御項ノ御ヲ掌ル

第二任皇官等御ハ第一任皇大臣ノ管轄ニ付シテ其ノ御及

第三任皇官等御ハ第一任皇大臣ノ管轄ニ付シテ其ノ御及

第四任皇官等御ハ第一任皇大臣ノ管轄ニ付シテ其ノ御及

第五任皇官等御ハ第一任皇大臣ノ管轄ニ付シテ其ノ御及

第六任皇官等御ハ第一任皇大臣ノ管轄ニ付シテ其ノ御及





ル人及財物ノ身上ニ對スル權利ノ整理及保存、此等ノ者ノ身上異
動ノ記録ニ此等ノ者ノ家格等ニ對スル支給其ノ他ノ與ノ留守等
法ニ對スル事ヲ掌ル

五條 役員經理部ハ臨時職員ニ任ズル収入、支出及出納、此等ニ
關スル計算及報告、第一役員部内ニ於ケル命令ノ交付等ニ對シテ
ノ會計帳簿記帳ノ保存ニ關スル事ヲ掌ル

役員部外ハ前項ノ外第一役員大臣ノ指定スル官廳ノ會計事務ノ監
督ニ關スル事ヲ掌ル

第六條 役員通信以テ第一役員部内ノ官廳ト在外機關部トノ通信ニ
關スル事ヲ掌ル

第七條 地方世評部ハ之ヲ各、所及所（第一役員大臣ノ指定スル
モノヲ除ク）毎ニ一、所ヲ、所評部ニ任ズル職員ヲ置キ、所評部ハ、所評部
又ハ北評部ニ於ケル所評部名ヲ添テシテ、所評部ハ、所評部又ハ所評部

所評大臣ノ任ズル北評部内ノ所評部名ヲ添テシテ、所評部ハ、所評部又ハ所評部

臣等ノ職人及家屬ノ身上ノ取扱及此等ノ者ノ家族等ニ對スル給仕
 ノ他ノ給與ノ留守宅邊送金ニ關スル事務ヲ掌ル
 第八條 第一復員大臣ハ必要ト認ムルトキハ留守業部、官員經理部
 復員通信部及地方世話科ヲシテ前四條ニ規定スル事務以外ノ事務ヲ
 掌ラシムルコトヲ得
 第九條 第七條ニ指定スルモノノ外第一復員官署ノ名稱、位置及管轄
 地域ハ第一復員大臣之ヲ定ム
 第十條 復員連絡局、復員監部及留守業部ニ關シテ
 第一復員大臣ハ必要ニ應ジテ之ヲ定ムル所ニ依リ復員監部ノ支局及支
 部並ニ第一復員官署ノ開設所及復員監部ノ支局及支部ノ出張所ヲ置
 クコトヲ得
 第十一條 第一復員官署ニ在リテ職員ヲ置ク

復員連絡局

長官

部長

復員監

復員監

支局長

支局長

支局長

留守業務

長官

職員

復員經理部

和目通信部

地方世話部

前項職員中

一復員官ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 復員連絡局長官ヲ第一復員大臣ノ指揮監督ヲ承テ局長ヲ充テ

0657

シ 部下ノ職員ヲ指揮監督ス

復員連絡部部長ハ復員連絡部長官ノ命ヲ承ケ部ヲ掌理ス

第十三條 復員部ハ第一復員大臣ノ指揮監督ヲ承ケ復員部ノ部長ヲ

シ 部下ノ職員ヲ指揮監督ス但シ第一復員大臣ノ定ムル所ニ依リ

復員連絡部長官ノ指揮ヲ承ク

復員部部長ハ支局長及支部長ハ復員部ノ命ヲ承ケ部ヲ掌理ス又ハ支

部ハ支部長ノ命ヲ掌理ス

第十四條 留守部長官ハ第一復員大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部ヲ掌

理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

留守部長官ハ留守業務部長官ノ命ヲ承ケ部ヲ掌理ス

第十五條 復員連絡部長ハ第一復員大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部ヲ掌理

シ 部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十六條 復員連絡部長ハ第一復員大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部ヲ掌理

シ 部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十七條 地方世話部長ハ其ノ所在地ヲ管轄スル復員部ノ指揮監督ヲ

受ケ部務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス但シ留守宅渡送金ニ關スル事項ニ付テハ第一復員大臣ノ定ムル所ニ依リ留守業務部長官ノ指揮ヲ承ク

第十八條。本令ニ定ムルモノノ外第十一條第一項ノ職員以外ノ職員ニ關スル事項其ノ他第一復員官署ニ關スル事項ニ付必要ナル事項ハ第一復員大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ニ掲クル勅令ハ之ヲ廢止ス

陸軍留守業務令

陸軍東京經理令

陸軍區司令部令

他ノ法令中陸軍區司令部官、軍管區司令部官、師管區司令部官及師管區司令部官ニ關スル規定ハ復員監部及地方世話部ニ於テハ各復員監部ハ復員監部又ハ地方世話部

長若ハ地方世説ニ關スル規定トス但シ第一各員大臣ノ特ニ指定
スルモノハ此ノ限ニ在ラス

0660